

米国特許出願の審査を迅速化させるための措置

2013年01月28日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

米国特許プラクティスによれば、基本的には、出願日の早い順に米国特許出願の審査が行われます。多くの米国特許出願が審査待ちの状態にあると共に出願人にとって重要度が出願ごとに異なるという事情に鑑み、審査の実施順を変更する手続が用意されています。

このような手続として、優先審査制度*1 (Track 1 Prioritized Examination)、特許審査ハイウェイ (patent prosecution highway)、MPEP708.02(a)に基づく審査迅速化プログラム (accelerated examination program)、出願人の健康や年齢に基づく早期審査、及び特許出願の未審査滞貨刺激プラン (patent application backlog stimulus plan) が用意されています。また、PPHには、日米 PPH と PCT-PPH とがあります。

上記の優先審査によれば、\$4,800 (2013年3月19日から\$4,000) の庁費用支払等を前提に優先的に審査が行われます。また、早期審査プログラムによれば、出願人自身が先行技術調査と特許性に関する説明を行うこと等を前提に審査が促進されます。以下に、主な手続について説明します。

【全7頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

*1 “Track One” は優先審査であり、“Track Two” は通常審査であり、“Track Three” は通常より実体審査の開始を遅らせるためのものです。
Federal Register / Vol 76, No. 24 / Friday, February 4, 2011 / Proposed Rules 参照。